

※本資料は、令和4年度政府予算案に基づくものであるため、事業の実施は予算成立が前提となります。
また、予算成立までの過程で公募要領等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募ください。

令和4年度「イノベーション創出強化 研究推進事業」について

令和4年1月

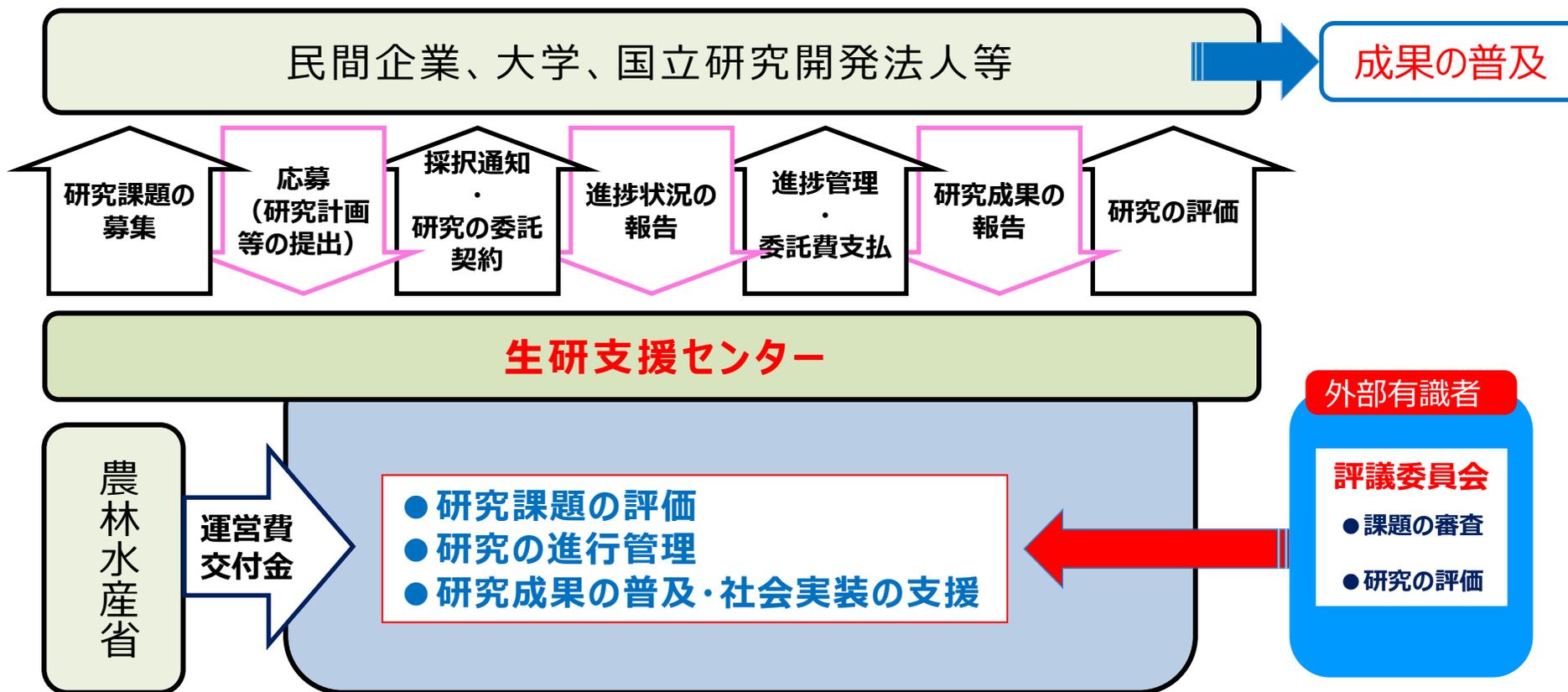
生物系特定産業技術研究支援センター
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

目 次

1	生研支援センターについて	3
2	イノベーション創出強化研究推進事業について	5
2-1	研究ステージ	6
2-2	令和4年度の主な変更点	7
2-3	事業のポイント	13
2-4	申請者の要件（研究ステージ共通）	14
2-5	「知」の集積と活用場からの提案への優遇（研究ステージ共通）	15
2-6	各研究ステージについて	
2-6-1	基礎研究ステージ	16
2-6-2	応用研究ステージ	21
2-6-3	開発研究ステージ	24
2-7	マッチングファンド方式について	31
2-8	今後のスケジュール（予定）	35
2-9	契約手続	36
3	お問い合わせ先	37
	（参考）	38

1 生研支援センターについて①

生研支援センター（生物系特定産業技術研究支援センター）は、農林水産業、食品産業等の分野で、民間企業、大学、国立研究開発法人などに対して、研究課題を公募し、選定した課題の実施機関に**研究資金を提供**し、研究の実施及びその成果の普及を推進する機関。



1 生研支援センターについて②

(1) 生研支援センターが果たすべき役割

生研支援センターは、ファンディング部門として、「農林水産研究イノベーション戦略」等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進するとともに、出口を見据えて執行管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指しています。

(2) 応募に当たって

生研支援センターが果たすべき役割を踏まえ、応募に当たっては、

- ① 解決すべき課題と性能、実用化時期の目標を明確にするとともに、
 - ② 社会実装を明確に意識した研究計画の策定
- をお願いします。

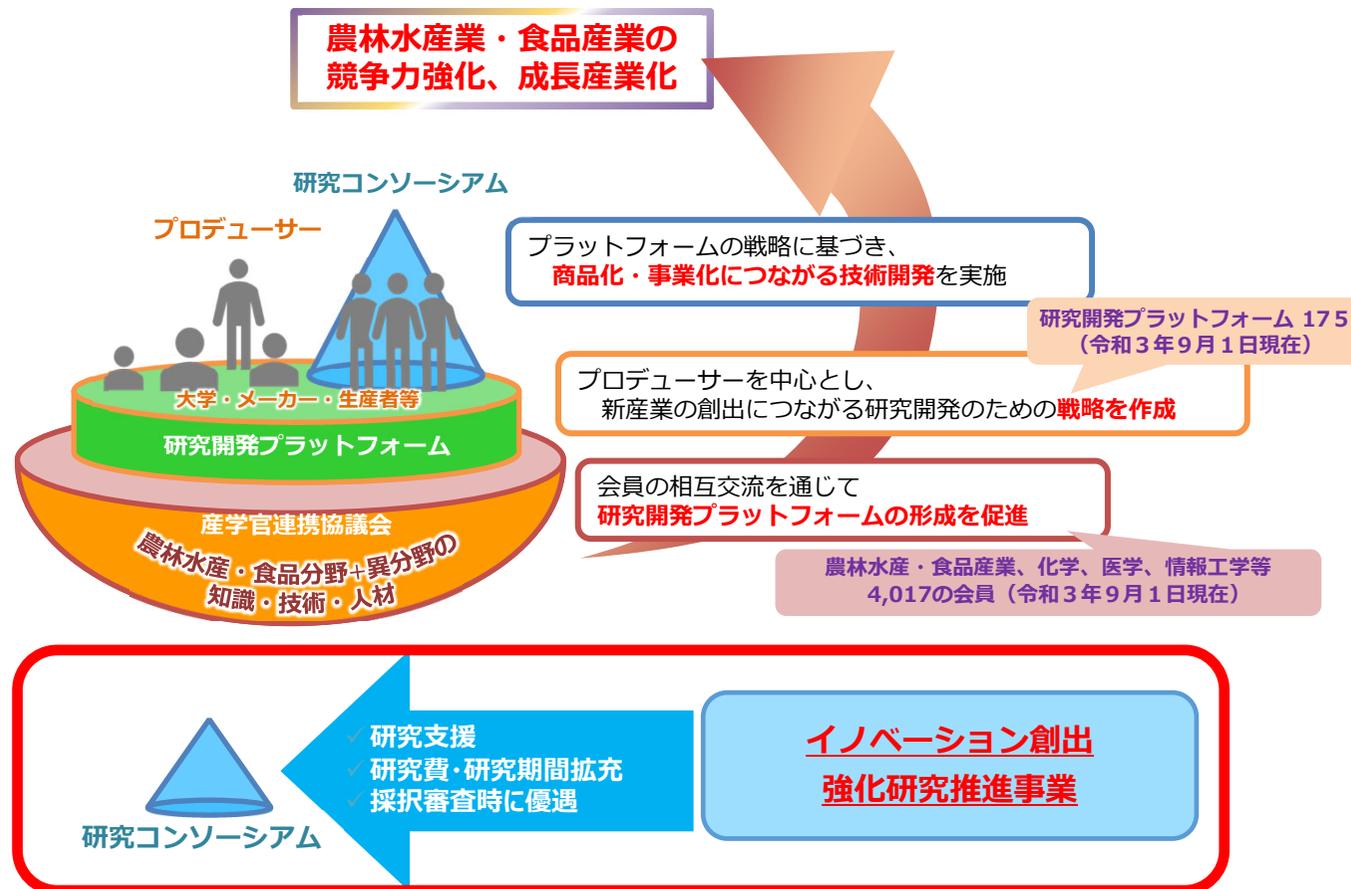
なお、目標実現に向けたロードマップを作成し、毎年の進捗状況と比較して評価を実施しますので、提案書作成の際に御留意をお願いします。

また、生研支援センターは、本事業の目標の達成が図られるよう、各研究課題の進捗管理、指導等の責任者としてPD（プログラム・ディレクター）、PDを補佐する研究リーダー等を配置して運営管理を行いますので、本事業を実施するに当たっては、御協力をお願いします。

2 イノベーション創出強化研究推進事業について

令和4年度予算概算決定額【3,309百万円】

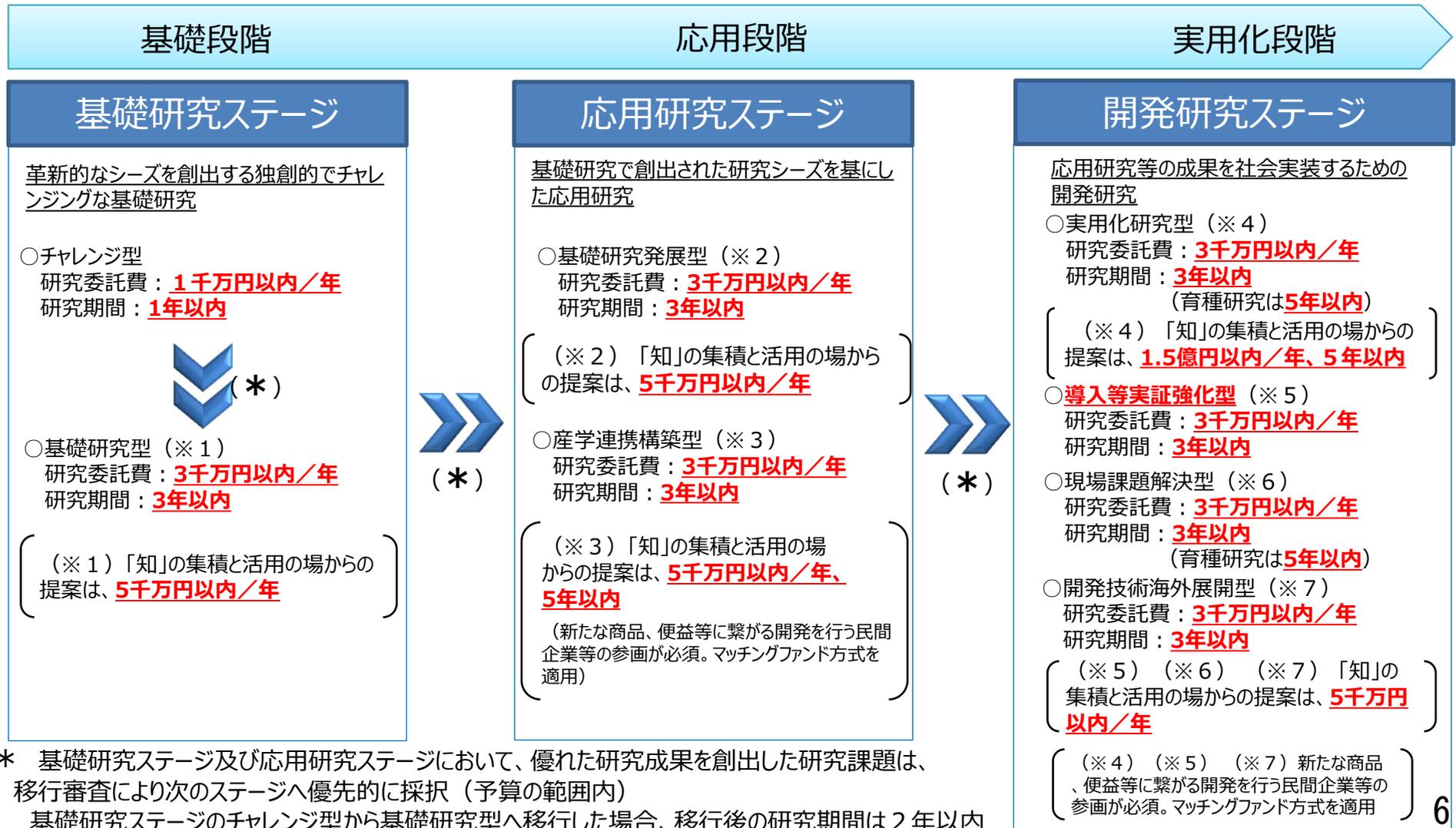
農林水産業・食品産業分野の革新的な技術・商品・サービスを生み出す多様な分野・多様なセクターからの研究開発を支援。また、「知」の集積と活用場からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入する研究を重点的に支援。



「知」の集積と活用場を核としたイノベーションの創出全体イメージ

2 - 1 研究ステージ

- 農林水産・食品分野における産学連携研究による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
- 「知」の集積と活用の場の研究コンソーシアムから提案される研究課題について、優先的に採択するとともに、**研究費・研究期間を拡充**



* 基礎研究ステージ及び応用研究ステージにおいて、優れた研究成果を創出した研究課題は、移行審査により次のステージへ優先的に採択（予算の範囲内）
基礎研究ステージのチャレンジ型から基礎研究型へ移行した場合、移行後の研究期間は2年以内

2-2 令和4年度の主な変更点①

項目		令和4年度	令和3年度
【開発研究ステージ】 導入等実証強化型の新設		<ul style="list-style-type: none"> ・応募要件：応募は研究グループからとし、セクターⅣ（民間企業等）の参画は必須（マッチングファンド方式を適用） ・その他の要件：経費について、物品費（設備備品費・消耗品）及び外注費が直接経費の5割以上となっていること ・「知」の集積と活用の場合からの提案課題への優遇措置： <ol style="list-style-type: none"> ① 1次審査、2次審査に加点 ② 委託費の上限を5,000万円へ拡大 	—
審査基準の変更	【評価ポイント】 加算ポイントの点数変更 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「知」の集積と活用の場合からの提案：最大20点 ・「研究ネットワーク」からの提案：10点 ・マッチングファンド方式の適用：20or10点 ・若手研究者からの提案：10点 ・みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発：最大10点 ・輸出促進に資する提案：最大10点 ・農福連携等の推進に資する提案：10点 ・スマート農業の実現に資する技術開発：最大10点 ・各種施策を促進するための措置：6点 	<ul style="list-style-type: none"> ・「知」の集積と活用の場合からの提案：最大10点 ・「研究ネットワーク」からの提案：5点 ・マッチングファンド方式の適用：10or5点 ・若手研究者からの提案：5点 ・みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発：5点 ・輸出促進に資する提案：5点 ・農福連携等の推進に資する提案：5点 ・スマート農業の実現に資する技術開発：最大5点 ・各種施策を促進するための措置：5点
	【1次評価ポイント】 行政審査の変更	<p>1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を実施。</p> <p>科学的ポイント = 1次評価ポイント</p>	<p>1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を、「<u>行政的ポイント</u>」として農林水産省の行政担当者による審査を実施（基礎ステージ・チャレンジ型は「科学的ポイント」のみ審査）。</p> <p>科学的ポイント + 行政的ポイント = 1次評価ポイント</p>

2-2 令和4年度の主な変更点②

項目		令和4年度	令和3年度
審査基準の変更(続き)	【加算内容の見直し】 みどりの食料システム戦略の 推進に資する技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム戦略に位置付けられた「具体的な取組」に該当する課題の場合は、1次(書面)審査の評価点に10ポイント加算 ・それ以外の同戦略の推進に資する研究課題に該当する場合は、1次(書面)審査の評価点に6ポイント加算。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題に該当する場合は、1次(書面)審査の評価点に一律5ポイント加算。
	【加算内容の見直し】 輸出促進に資する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出促進に資する提案について、「輸出拡大に向けた技術的課題」に該当する場合は、1次(書面)審査の評価点に10ポイント加算。 ・それ以外の輸出促進に資する研究課題については、1次(書面)審査の評価点に6ポイント加算。 (基礎研究ステージの基礎研究型は一律10ポイント加算。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出促進に資する研究課題については、1次(書面)審査の評価点に一律5ポイント加算。
マッチングファンド方式	マッチングファンド方式を採用する民間企業等においては、委託費の計上を必須化。	-	
普及マニュアルの作成	【開発研究ステージ】研究成果の普及を担当する機関がコンソーシアムに加わる場合は、原則、普及マニュアルの作成を義務化	-	

2-2 加算ポイントの変更点【重点課題①】

項目	内容
輸出促進に資する提案	<p>各研究ステージの1次（書面）審査時において、農林水産物及び食品の輸出拡大実行戦略（令和2年11月30日）に即し、輸出重点品目を中心に輸出拡大が図られるよう、海外市場を目指して社会実装するための研究課題には、評価点に6点加算（基礎研究ステージの基礎研究型については、10点加算として、以下の「輸出拡大に向けた技術的課題」の加算は行わない。）</p> <p>このうち、「輸出拡大に向けた技術的課題」（令和3年3月31日公表）（※）に該当する場合は、評価点に10点加算</p> <p>（※）主要品目ごとの技術的課題は https://www.affrc.maff.go.jp/docs/yushutsu_kadai/pdf/kadai.pdf を参照。</p>

ただし、以下の重点課題を含めて重複して該当する場合であっても、10点を加算の上限とし、重複加算はできません。

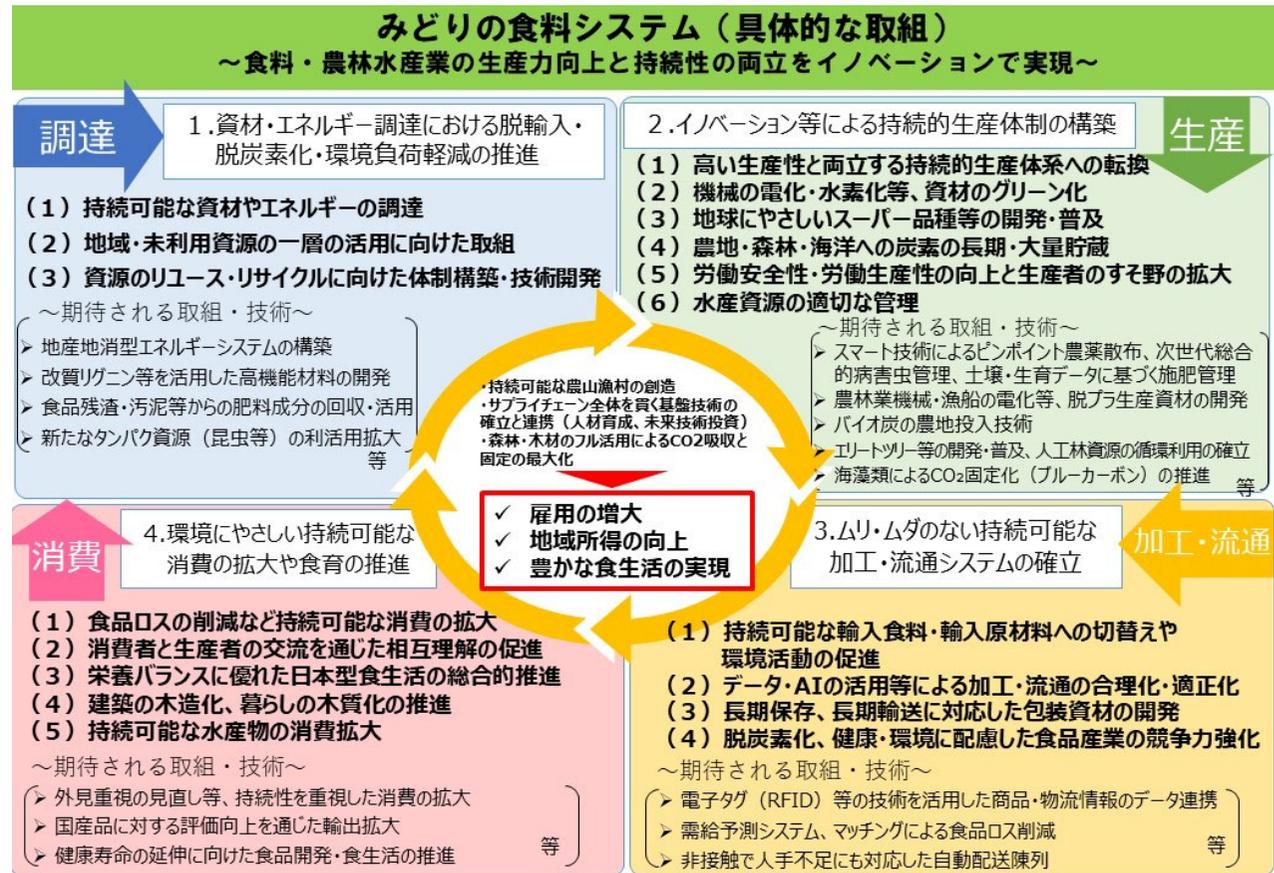
- ・みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発
- ・農福連携等の推進に資する提案
- ・スマート農業の実現に資する技術開発
- ・各種施策を促進するための措置【①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題】

2-2 加算ポイントの変更点【重点課題②】

各研究ステージの1次（書面）審査時において、**みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の推進に資する技術開発**に該当する研究課題には、**評価点に6点加算**

このうち、**同戦略に位置付けられた「具体的な取組」（※）に該当する研究課題**には、**評価点に10点加算**

（※）みどりの食料システム戦略
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-7.pdf>
 の「4 具体的な取組」（P8～16）を参照。



ただし、以下の重点課題を含めて重複して該当する場合であっても、10点を加算の上限とし、重複加算はできません。

- ・輸出促進に資する提案
- ・農福連携等の推進に資する提案
- ・スマート農業の実現に資する技術開発

・各種施策を促進するための措置【①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題】

2-2 社会実装に向けたロードマップ

社会実装を明確に意識した研究計画とするため、社会実装に向けたロードマップを記載してください。

- ・社会実装に向けて解決すべき課題
- ・研究内容の適切性
- ・社会実装（実用化）される技術の内容を明確化するとともに、
- ・既往の研究成果に基づき、応募するステージにおいて、どのような研究を行い、どのような目標を達成するのか。
- ・次期ステージ以降（自己資金による研究を含む）において、どのような研究を行い、どのような目標を達成するのか。
- ・社会実装（実用化）の時期を明確化していただくとともに、社会実装されるとき、出口戦略及び普及目標の記載をお願いします。

社会実装に向けたロードマップ（基礎研究ステージ様式）

社会実装に向けて解決すべき課題	※社会実装に向けてボトルネックとなっている課題を簡潔に記載してください。
研究内容の適切性	※上述した課題を解決するに当たり、提案する研究課題が他の手法と比較して最適であることを簡潔に記載してください。
社会実装（実用化）される技術の内容	※本研究を進めることにより実用化される技術の性能・スペック等を具体的に記載してください。
研究ステージ毎の研究内容及び達成目標	
既往の研究成果	※本研究を実施するに当たり、既往の研究成果を簡潔に記載してください
基礎研究ステージ（令和〇～〇年度）	※既往の研究成果に基づき、本ステージにおける研究内容と達成目標を簡潔に記載してください。社会実装（実用化）に向けて必要不可欠な研究開発であることも合わせて記載ください。
応用研究ステージ（令和〇～〇年度）	※本ステージで達成する目標を踏まえて、次期ステージ（自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容と達成目標を簡潔に記載してください。
開発研究ステージ（令和〇～〇年度）	※応用研究ステージで達成する目標を踏まえて、開発研究ステージ（自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容と達成目標を簡潔に記載してください。
社会実装・実用化（令和〇年度）	<p>出口戦略：※誰に対してどのような価値を提供するのか、誰からどのようにお金を回収して利益をあげるのかなど、想定している出口戦略（ビジネスモデル）を簡潔に記載してください。</p> <p>普及目標：※普及目標面積〇年〇〇ha、販売目標額〇年〇億円等、いつまでにどの程度の普及を目標とするかを記載してください。</p>

2-2 市場ニーズに対する普及戦略

市場ニーズに対する普及戦略（基礎研究ステージの場合）

市場ニーズに対する販売・普及戦略（応用・開発研究ステージの場合）

ア 想定する社会実装先とその規模

※ ロードマップの出口戦略をより具体的に記載してください（根拠も含めて簡潔に記載）。

イ セールスポイント

※ アの社会実装先を念頭に、開発される技術のセールスポイントを、数値等を使って箇条書きしてください。

- ・ 従来の作業時間と比べて、作業時間を〇〇h/10a削減
- ・ 〇〇と比べて、単収が〇kg/10a増等

ウ 社会実装に向けた行動計画

① 実需者のニーズを把握・反映するために何をするか。

※ 実用化される成果について、どのようにして実需者のニーズを把握し、反映させていくかを具体的に記載してください。

② 実需者への売り込みルートを構築するために何をするか。

※ ①を踏まえた上で、どのように実需者に売り込んでいくのか（売り先のターゲットは誰か、どのような販売戦略なのか等）を具体的に記載してください。

③ 更なる飛躍（産学連携の深化・拡大）のために何をするか。

※ 実用化される成果について、改良のためにさらに研究を進めるということではなく、「得られた知見等をどのようにして新たな産学連携につなげていくのか」を具体的に記載してください。

2-3 事業のポイント

1. 明確な研究目標の設定と確実な社会実装

- 基礎研究ステージ・応用研究ステージについて
 - ・ 解決すべき課題、実用化される成果の時期・目標を明確にし、実用化・事業化への発展可能性を審査・・・(16～23頁)
- 開発研究ステージについて
 - ・ 研究期間終了までの実用化に向け、解決すべき課題、実用化される成果の性能を明確にし、実用化・事業化の実現可能性を審査・・・ (24～30頁)
 - ・ 農業者等、成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化・・・ (25頁)

2. 民間投資の誘発と企業による研究成果の実用化の促進

- 応用研究ステージ及び開発研究ステージについて
 - ・ 民間企業等が参画して製品化・事業化を行うことを目的とする「産学連携構築型」、「実用化研究型」、「導入等実証強化型」及び「開発技術海外展開型」は、当該民間企業等が研究資金の一定割合の負担が必須（マッチングファンド方式）。また、企業負担額に応じてポイント加算（500万円以上：10点、1,000万円以上：20点）・・・ (21頁)
 - ・ マッチングファンド方式は、コンソーシアムに参画する民間企業の自己負担額に倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する方法で実施。・・・ (34頁)
- ステージ共通
 - ・ 「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームからの、異分野を含む多様な分野が参画してイノベーションを創出する提案へのポイント加算等・・・ (15頁)

2-4 申請者の要件（研究ステージ共通）

○ 代表機関の要件

- 法人格を有する研究機関等であること
- 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること

※ 生研支援センターが認めた場合に限り、研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設置可能

○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

2-5 「知」の集積と活用場からの提案への優遇（研究ステージ共通）

- 「知」の集積と活用場によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用場による研究開発プラットフォームからの提案については優遇
 - ① 研究委託費上限額の拡大（基礎研究ステージのチャレンジ型は除く）
 - ② 研究期間の延長（応用研究ステージ及び開発研究ステージ（一部の型を除く））
 - ③ 採択審査時にポイント加算等（基礎研究ステージのチャレンジ型は除く）
- 具体的な措置については、各研究ステージの概要を参照

○ 優遇を受けるための要件

- ・「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームから形成された研究グループであること

・研究開発プラットフォームは応募時まで設立されていることが必要です。
・また、応募時点で研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していることが必要となります。
・プラットフォームの設立やプラットフォーム構成員の追加については、「知」の集積と活用場産学官連携協議会組織規則に基づき、「知」の集積と活用場産学官連携協議会事務局まで届出の上、受理されていることが必要となりますので、御注意ください。

- ・研究グループが、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関、高等専門学校

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの概要

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基にした、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究（チャレンジ型、基礎研究型）

● 研究実施期間：1年以内（チャレンジ型）

3年以内（基礎研究型）

● 研究委託費：1千万円以内／年（チャレンジ型）

3千万円以内／年（基礎研究型）

● 申請者の要件：単独の研究機関又は研究グループ

（研究グループの構成に特段の要件はなし）

（重点課題として以下に該当する課題へポイント加算）

- ・みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発【2段階】
- ・輸出促進に資する提案【一律】（基礎研究型のみ）
- ・農福連携等の推進に資する提案
- ・各種施策を促進するための措置（基礎研究型のみ）

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

● 研究委託費：5千万円以内／年（基礎研究型のみ）

● 研究実施期間：3年以内（基礎研究型のみ）

● 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究グループ

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関、高等専門学校

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準①（1次） （チャレンジ型）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） 100点+20点=120点満点

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	20点
③ 実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	30点
④ 研究計画の妥当性	20点
計	100点満点

+

加算ポイント	
項目	点数
若手研究者からの提案	10点
みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発（10点or6点）	10点 （※重複して該当する場合でも加算の上限は10点）
農福連携等の推進に資する提案（10点）	

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準② (2次) (チャレンジ型)

○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 100点+10点=110点満点

科学的ポイント(※1)	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	20点
③ 実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	30点
④ 研究計画の妥当性	20点
計	100点満点

+

加算ポイント	
項目	点数
若手研究者からの提案	10点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準① (1次) (基礎研究型)

○ 1次(書面)審査の審査基準(1次評価ポイント) **100点+40点=140点満点**

科学的ポイント(※1)	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	20点
③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	20点
④ 市場ニーズに対する普及戦略の妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制	10点
計	100点満点

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「知」の集積と活用 の場からの提案(※2)	最大 20点
	「研究ネットワーク」からの 提案	10点
若手研究者からの提案		10点
みどりの食料システム戦略の推進に資する技術 開発(10点or6点)		最大 10点 (※重点課題や 他の加算項目と 重複して該当す る場合でも加算 の上限は10 点)
輸出促進に資する提案(10点)		
農福連携等の推進に資する提案(10点)		
次のいずれかに該当する提案(6点) ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計 画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計 画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置 要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研 究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に 基づく課題		

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Cの3段階で加算

【行政的ポイントは、2次(面接)審査のみの評価へ変更】

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準② (2次) (基礎研究型)

○ 2次(面接)審査の審査基準(2次評価ポイント) 100点 + 30点 = 130点満点

科学的ポイント (※1)	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	20点
④ 市場ニーズに対する普及戦略の妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
計	80点満点

行政的ポイント (※1)	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	10点
② 農林水産業・食品産 業への貢献	10点
計	20点満点

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案 (※2)	最大 20点
	「研究ネットワーク」からの提案	6点
若手研究者からの提案		10点

※2 A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-2 応用研究ステージの概要

基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究
(基礎研究発展型、産学連携構築型※)

※産学連携構築型はマッチングファンド方式

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：研究グループ

〔※ 基礎研究発展型は研究グループの構成に特段の要件はなし。
産学連携構築型はセクターⅣに分類される研究機関等の参画が必須。〕

(重点課題として以下に該当する課題へポイント加算)

- ・みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発【2段階】
- ・輸出促進に資する提案【2段階】
- ・農福連携等の推進に資する提案
- ・各種施策を促進するための措置

【「知」の集積と活用の中からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 研究実施期間：3年以内（産学連携構築型のみ5年以内）
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究グループ

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関、高等専門学校

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-2 応用研究ステージの審査基準①（1次）

（基礎研究発展型・産学連携構築型）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点 + 60点 = 160点満点**

科学的ポイント（※1）		+	加算ポイント		
審査項目	点数		項目	点数	
① 新規性・先導性・優位性	10点		いずれかに該当する提案 （重複加算なし）	「知」の集積と活用からの提案（※2） 最大 20点	
② 目標の明確性・達成可能性	20点			「研究ネットワーク」からの提案 10点	
③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	20点		民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合（産学連携構築型のみ） 500万円以上： 10点 1,000万円以上： 20点		
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点		若手研究者からの提案 10点		
⑤ 研究計画の妥当性	20点		みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発（10点or6点） 輸出促進に資する提案（10点or6点） 農福連携等の推進に資する提案（10点）	最大 10点	
⑥ 研究実施体制	10点				次のいずれかに該当する提案(6点) ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題
計	100点満点				

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Cの3段階で加算

【行政的ポイントは、2次（面接）審査のみの評価へ変更】

2-6-2 応用研究ステージの審査基準②（2次）

（基礎研究発展型・産学連携構築型）

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント）

100点 + 30点 = **130点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	20点
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
計	70点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	30点満点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

+

加算ポイント			
項目			点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「[知]の集積と活用の場」からの提案（※2）	産学連携構築型	最大20点
		基礎研究発展型	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案		6点
若手研究者からの提案			10点

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの概要

応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の開発研究

(現場課題解決型、実用化研究型※、導入等実証強化型※、開発技術海外展開型※)

- 研究実施期間：3年以内（育種研究は5年以内）

育種研究とは、実需者ニーズ等を取り入れ、生産者の大幅なコストダウンに繋がることや輸出振興等の新市場開拓に繋がるような画期的な新品種の開発を目指すとともに、研究期間終了後に生産現場で確実に普及できる新品種の研究開発を行う課題

- 研究委託費：3千万円以内/年（※）

※ 研究開発を進めることが民間企業等の新たな商品の開発、便益の開発を行うこととなる場合には、当該民間企業等は研究費の一定割合を負担（マッチングファンド方式）

民間企業等：セクターⅣに分類される研究機関等

※ 導入等実証強化型については、経費について、物品費（設備備品費・消耗品）及び外注費が直接経費の5割以上となっていること

- 申請者の要件：2セクター以上の研究グループ

※ 3つの型はマッチングファンド方式

研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、
地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関、
高等専門学校

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政
法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益一般法人、NPO法人
、協同組合、農林漁業者

【「知」の集積と活用の中からの提案の優遇措置、要件】

- 研究実施期間：3年以内、5年以内（実用化研究型のみ）、（育種研究は5年以内）

ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画せず、
マッチングファンド方式を適用しない場合、3年以内（現場課題解決型のみ）

- 研究委託費：現場課題解決型、導入等実証強化型、開発技術海外展開型：5千万円以内/年、
実用化研究型：1億5千万円以内/年

- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関
等で構成される研究グループ

2-6-3 開発研究ステージの要件等①

1. 研究成果である開発技術の評価と改善の必須化

- 農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化
(例)
 - ① 農業者がコンソーシアムに参画する等、栽培技術等の実証試験を実施
 - ② 農業者、消費者、実需者等が、検討会に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
 - ③ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善

1. イノベーション創出強化研究推進事業においては、研究成果をより早く社会実装させるため、上記のとおり、「**農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化**」を要件としています。
2. 上記例の①のように農業者が当該研究課題において「ユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化」のために参画する場合には、以下の方法があります。
 - ア 農業者が自らコンソーシアムに参画し、実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録が必要)
 - イ 農業者がコンソーシアムに参画せず、試験研究機関からの請負で実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録は不要)

2-6-3 開発研究ステージの要件等②

(重点課題として以下に該当する課題へポイント加算) (最大10点)

- (1) みどりの食料システム戦略 (～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～) の推進に資する技術開発を行う研究課題 (10点又は6点)**
- (2) 輸出促進に資する提案 (10点又は6点)**
- (3) 農福連携等の推進に資する提案(10点)**
- (4) スマート農業の実現に資する技術開発を行う研究課題へのポイント加算 (10点又は6点)**
- (5) 各種施策を促進するための措置(6点)**
 - ① 六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題
 - ② 農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題
 - ③ 地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題
 - ④ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題
 - ⑤ 「総合特区」に基づく課題
 - ⑥ 「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題

2-6-3 開発研究ステージの審査基準①（1次）

（現場課題解決型・実用化研究型・導入等実証強化型）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点 + 60点 = 160点満点**

科学的ポイント（※1）		加算ポイント	
審査項目	点数	項目	点数
① 新規性・先導性・優位性 ② 目標の明確性・達成可能性 ③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 ④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 ⑤ 研究計画の妥当性 ⑥ 研究実施体制	10点	いずれかに該当する提案(重複加算なし)	最大20点
	20点	「知」の集積と活用「場」からの提案（※2）	10点
	20点	「研究ネットワーク」からの提案	
	20点	民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合（現場課題解決型除く）	500万円以上：10点 1,000万円以上：20点
	20点	若手研究者からの提案	10点
	10点	みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発（10点or6点）	最大10点 （※重点課題や他の加算項目と重複して該当する場合でも加算の上限は10点）
計	100点満点	スマート農業の実現に資する技術開発（最大10点）	
		輸出促進に資する提案（10点or6点）	
		農福連携等の推進に資する提案（10点）	
		次のいずれかに該当する提案（6点）	
		①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題	
		②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題	
		③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題	
		④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題	
		⑤「総合特区」に基づく課題	
		⑥「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題	

※1 各審査項目を、
A～Eの5段階で評価

【行政的ポイントは、2次（面接）審査のみの評価へ変更】

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの審査基準②（2次）

（現場課題解決型・実用化研究型・導入等実証強化型）

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 100点 + 30点 = **130点満点**

科学的ポイント（※1）		行政的ポイント （※1）現場課題解決型		加算ポイント			
審査項目	点数	審査項目	点数	項目		点数	
① 新規性・先導性・優位性	5点	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	実用化研究型 導入等実証強化型	最大 20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点	② 生産現場等からの必要性	10点			現場課題解決型	最大 10点
③ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	20点	③ 農林水産業・食品産業への貢献	10点		「研究ネットワーク」からの提案		6点
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点	計	40点満点	若手研究者からの提案		10点	
⑤ 研究計画の妥当性	10点	行政的ポイント（※1） 実用化研究型、導入等実証強化型					
⑥ 研究実施体制	5点	審査項目	点数	※2 A～Cの3段階で加算			
計	60点満点	① 行政的な必要性	20点				
※1 各審査項目を、 A～Eの5段階で評価		② 農林水産業・食品産業への貢献	20点				
		計	40点満点				

2-6-3 開発研究ステージの審査基準①（1次） （開発技術海外展開型）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点 + 60点 = 160点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 海外（現地）における技術の有用性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	20点
③ 海外（現地）における実用化・事業化への可能性	20点
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑤ 研究実施体制	10点
計	100点満点

※1 各審査項目を、
A～Eの5段階で評価

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案 （重複加算なし）	「[知]の集積と活用 の場」からの提案 （※2）	最大 20点
	「研究ネットワーク」からの提案	10点
民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合		500万円以上： 10点 1,000万円以上： 20点
若手研究者からの提案		10点
みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発（ 10点or6点 ）		最大 10点
スマート農業の実現に資する技術開発（最大 10点 ）		（※重点課題や他の加算項目と重複して該当する場合でも加算の上限は 10点 ）
輸出促進に資する提案（ 10点or6点 ）		

【行政的ポイントは、2次（面接）審査のみの評価へ変更】

※2 A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの審査基準②（2次）

（開発技術海外展開型）

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） **100点 + 30点 = 130点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 海外（現地）における技術の有用性・優位性	30点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 海外（現地）における実用化・事業化への可能性	20点
④ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑤ 研究実施体制	10点
計	80点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 国内の農林水産業・食品産業への影響	10点
② 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
計	20点満点

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大20点
	「研究ネットワーク」からの提案	6点
若手研究者からの提案		10点

※2 A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-7 マatchingファンド方式①

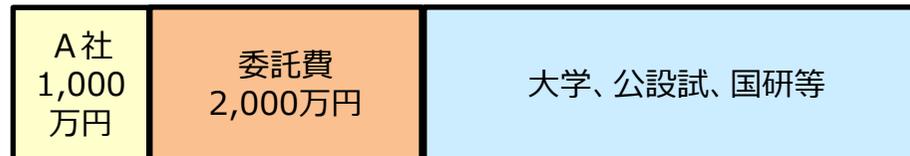
- Matchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等の自己資金額に倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する仕組み。要件は以下のとおり。
 - ① 資本金10億円以下、または設立から10年以内の企業等は、自己資金の2倍を上限として委託費を生研支援センターが支出。
 - ② 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える企業等は、1倍を上限として委託費を生研支援センターが支出。
- 応用研究ステージの産学連携構築型、開発研究ステージの実用化研究型、導入等実証強化型及び開発技術海外展開型において、民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究課題については必須であり、自己資金額に応じて審査時にポイント加算。

【Matchingファンド方式のイメージ】

民間企業等支出分（自己資金）

生研支援センター支出分（国費）

要件①の場合
(資本金が10億円以下、
または設立から10年以内
の企業)



要件②の場合
(資本金が10億円を超え、
かつ設立から10年を超える
企業)



- 自己資金分は、研究グループの取り決めに従って配分

2-7 マatchingファンド方式②（自己負担を行う民間企業等）

【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

○ 研究資金を自ら支出する必要がない民間企業等の例

※民間企業等：セクターⅣに分類される、民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

①研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業

例 1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例 2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

②研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画するNPO法人

（この場合、提案書において、利益を享受しない（特許権等の権利者とならない等）ことが分かるよう明記

※応用ステージの産学連携構築型、開発ステージの実用化研究型、導入等実証強化型及び開発技術海外展開型は、Matchingファンド方式は必須。

研究成果を用いて、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等の参画がない場合、応募要件に合致しないことに注意

○ 研究途中又は研究終了後、研究成果を活用して（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初にさかのぼってMatchingファンドを満たすよう国費を返還

2-7 マatchingファンド方式③（計上可能な経費）

委託費に計上できる経費

1) 直接経費

①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

②人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当てしている常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

③旅費

④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

2) 間接経費

自己資金

1) 左記 1) ①～④の経費

2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

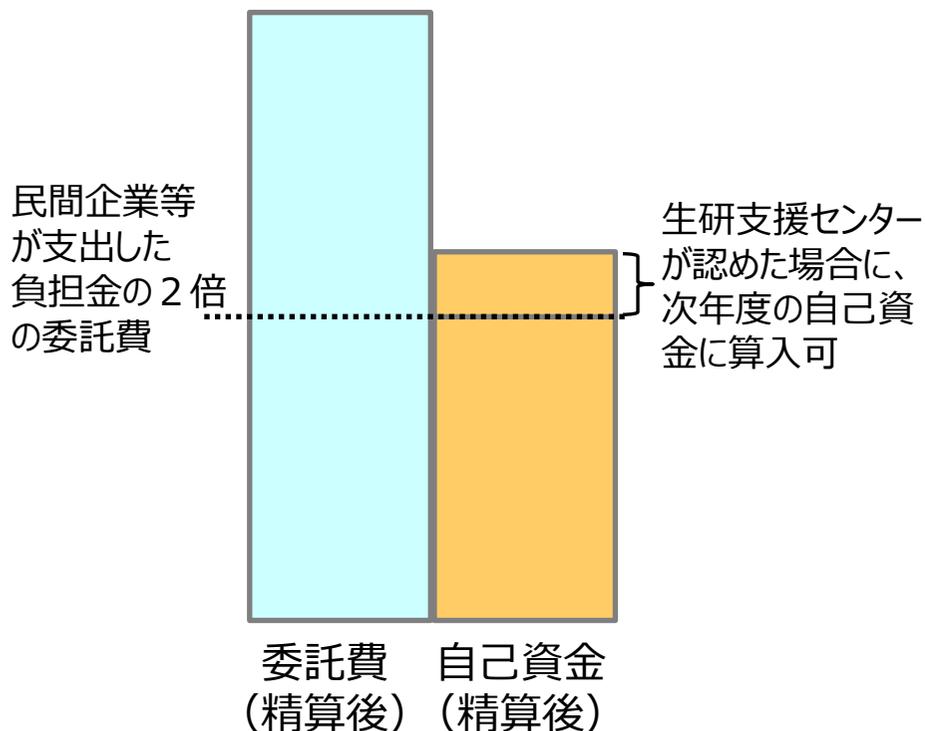
2) 及び 3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

2-7 マatchingファンド方式④（自己資金の取扱い）

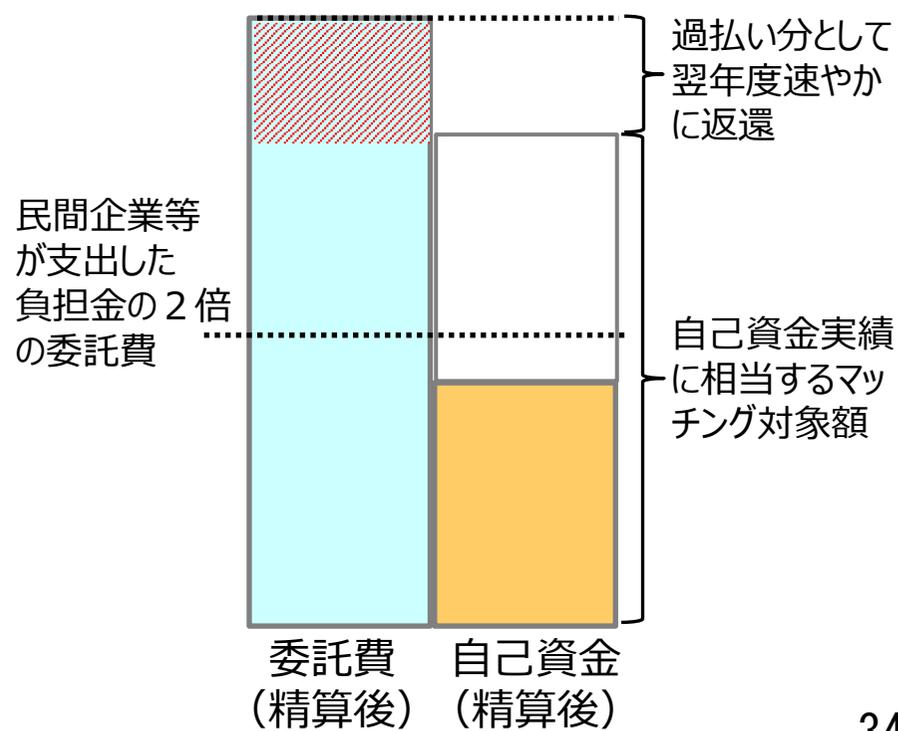
- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

要件①の場合（資本金が10億円以下、または設立から10年以内の企業）

自己資金がMatching対象額を超過した場合



自己資金がMatching対象額に満たない場合



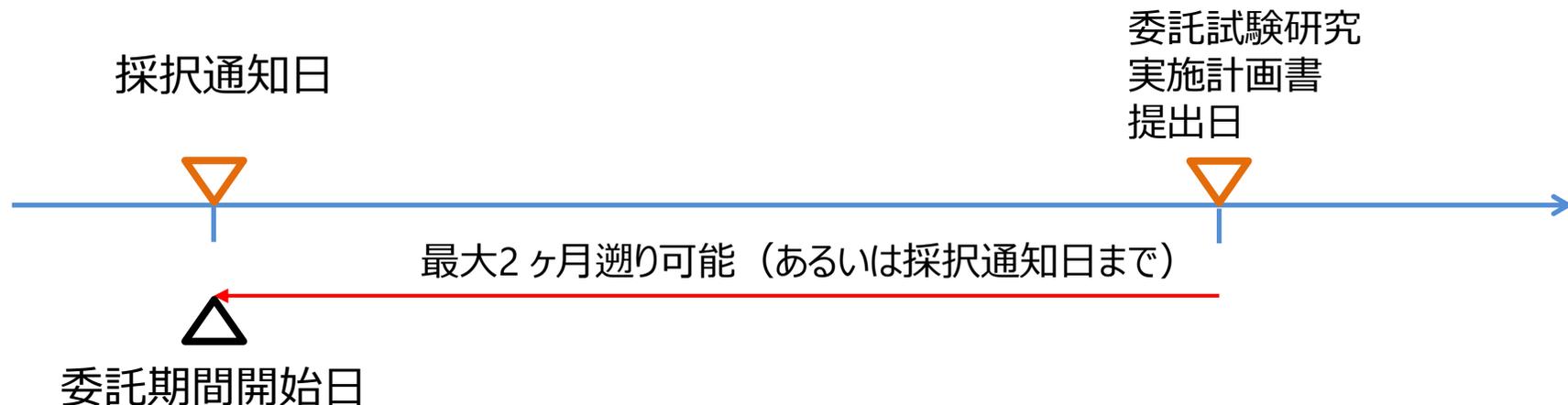
2-8 今後のスケジュール（予定）



2-9 契約手続

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合には、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

<初年度の契約イメージ>



3 お問い合わせ先

公募に関する問い合わせ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

○公募全般に関する問い合わせ

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

イノベーション創出課 担当者：高田、西田、宮本

○契約事務に関する問い合わせ

生研支援センター研究管理部研究管理課

担当者：上北、山口

※個別課題ごとの研究機関のマッチングや研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談窓口はこちら

（農林水産省「産学連携支援事業」の実施機関）

<http://agri-renkei.jp/contact/index.html>

(参考) e-Radでの応募①

応募期間：令和4年1月14日（金）～2月14日（月）12:00まで

応募する際には、公募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。
作成した提案書は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で受け付けます。

提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。

- e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。登録手続きに2週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください（※）。

※応募段階では、少なくとも、申請者がe-Radの登録を済ませておく必要があります。申請者以外で、応募までにe-Rad登録が間に合わなかった場合は、委託契約締結までに登録を済ませてください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL 0570-066-877

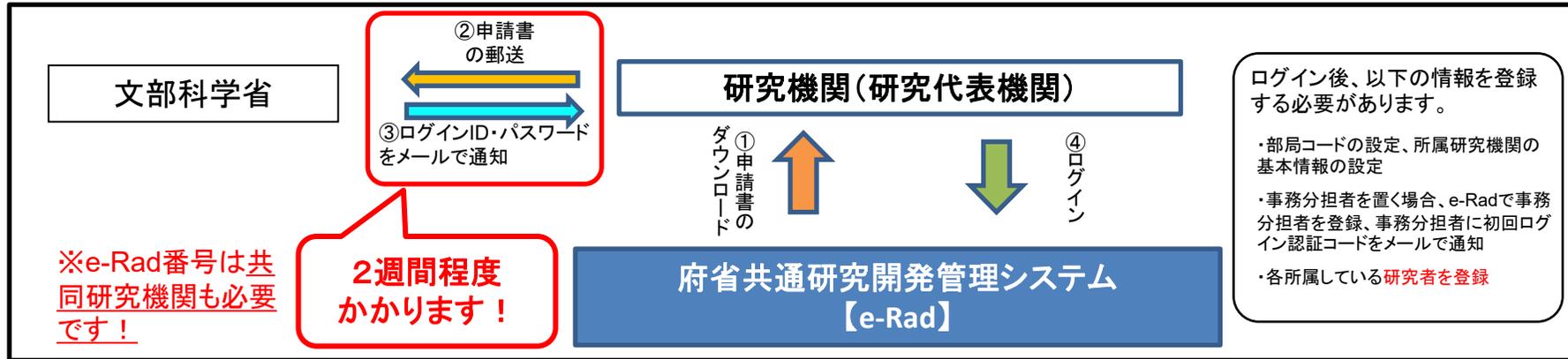
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

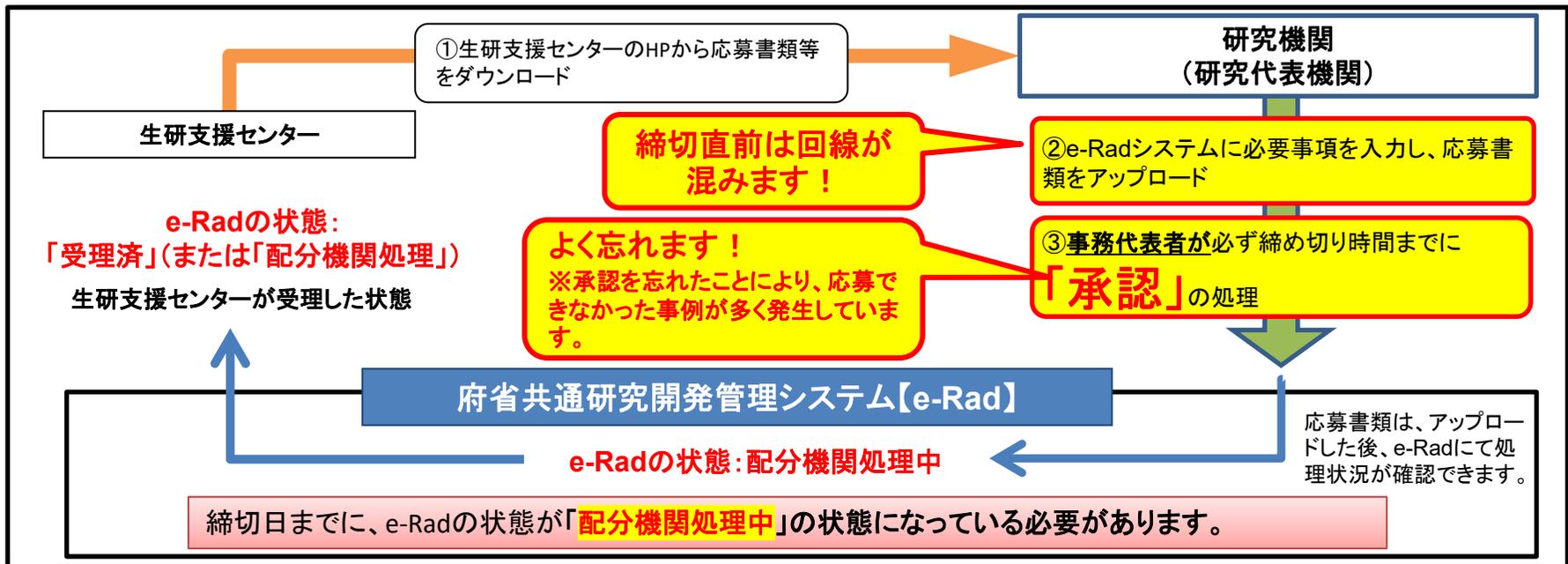


(参考) e-Radでの応募②

○研究機関の登録申請手続き(応募までの事前準備)



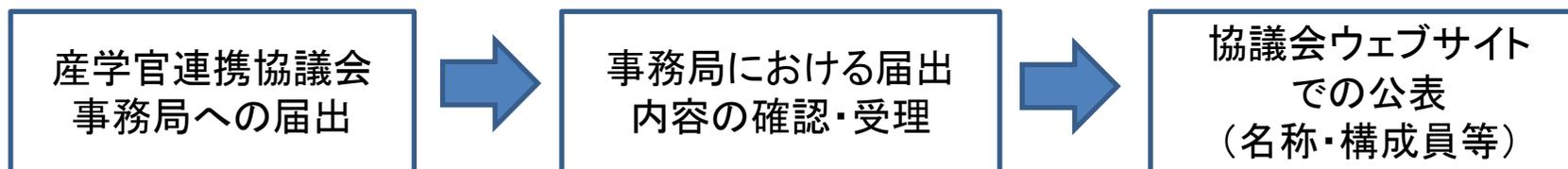
○提案書の応募手続き



(参考) 「知」の集積と活用の中 研究開発プラットフォームについて

- 研究開発プラットフォームは、産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題について、プロデューサーを中心として研究課題の具体化、知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うための活動を実施。

研究開発プラットフォーム設立の流れ



協議会への入会や研究開発プラットフォームの届出等の手続は協議会ウェブサイトから行ってください

URL: <https://www.knowledge.maff.go.jp/>



研究開発プラットフォームに求められること

- ・研究課題の具体化や構成員拡充等のための各種活動の実施(セミナー・ポスターセッション等への参加、研究開発プラットフォーム主催のシンポジウムの開催、意見交換の実施等)
 - ・産学官連携協議会が主催する会議等への出席
 - ・研究開発プラットフォームの活動状況の定期的な報告
- 等

※協議会ウェブサイトに掲載している各種資料も参照してください

・「知」の集積と活用の中構築に向けた展開方向(<https://www.knowledge.maff.go.jp/policy.html>)

・「知」の集積と活用の中目指すオープンイノベーションの形について

(<https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/2d79fd62c64760c952dd774ce25133c284ab7f98.pdf>)

・研究開発プラットフォーム プロデューサー活動指針(https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/producer_katudo181116.pdf)

・過去の会議資料等(会員専用ページ)(<https://knowledge.maff.go.jp/member/document/>)